

# 子どもの権利条約第 31 条に関する ジェネラルコメントから学ぶ

2014. 6. 12/thu

10:30-12:30 (10:00/受付開始)

会場: 千葉市民会館 特別会議室 2

参加費: 1,000 円

講師: 嶋村仁志さん



IPA 日本支部東アジア副代表  
TOKYO PLAY 代表

■子どもの権利条約 第 31 条

子どもが休息し、かつ余暇を持つ権利/その年齢にふさわしい遊び及びレクリエーション的活動を行う権利/文化的生活及び芸術に自由に参加する権利

■GC17 には、次のようなことが必要だと書いてあります。

自然発生的な遊び、レクリエーション及び創造性のための時間と空間を作り出すこと/このような活動を支援し、かつ奨励する社会の態度を促進すること



主催

特定非営利活動法人子ども劇場千葉県センター 千葉市中央区新千葉 2-17-6 サンコート新千葉 102 号  
FAX.043-301-7263 E-mail.kidchiba@lily.ocn.ne.jp

団体名:

連絡先 TEL:

ふりがな  
お名前

ふりがな  
お名前



◆千葉市民会館 JR千葉駅から徒歩 10分